

○地方独立行政法人法施行細則

平成17年1月28日

規則第1号

地方独立行政法人法施行細則をここに公布する。

地方独立行政法人法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査報告の作成)

第2条 法第13条第4項の規定により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第1号並びに第5項第3号及び第4号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

(1) 地方独立行政法人（以下「法人」という。）の役員及び職員

(2) 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 監事の監査の方法及びその内容

(2) 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

(3) 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

(4) 役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

(5) 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

- (6) 監査報告を作成した日  
(追加〔平成30年規則19号〕)  
(監事の調査の対象となる書類)

第3条 法第13条第6項第2号の規則で定める書類は、この規則の規定に基づき知事に提出する書類とする。

- (追加〔平成30年規則19号〕)  
(業務方法書の記載事項)

第4条 法第22条第2項の規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 法人の定款に規定する業務に関する事項
- (2) 業務委託の基準
- (3) 競争入札その他契約に関する基本的な事項
- (4) その他法人の業務の執行に関して必要な事項

(一部改正〔平成30年規則19号〕)

(中期計画の認可の申請等)

第5条 法人は、法第26条第1項前段の規定により中期計画(同項に規定する中期計画をいう。以下同じ。)の認可を受けようとするときは、申請書に中期計画を添付して、当該中期計画の最初の事業年度の開始の日の30日前までに(法人の成立後最初の中期計画については、法人の成立後遅滞なく)、知事に提出しなければならない。

2 法人は、法第26条第1項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(一部改正〔平成29年規則33号・30年19号〕)

(中期計画に記載する業務運営に関する事項)

第6条 法第26条第2項第7号の規則で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設及び設備に関する計画
- (2) 人事に関する計画
- (3) 中期目標(法第25条第1項に規定する中期目標をいう。以下同じ。)の期間を超える債務負担(公立大学法人(法第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。)に限る。)
- (4) 法第40条第4項の規定に基づき業務の財源に充てることができる積立金の処分に  
関する計画

(5) その他法人の業務運営に関し必要な事項

(一部改正〔平成29年規則33号・30年19号〕)

(年度計画の記載事項等)

第7条 法人は、法第27条第1項前段の規定により年度計画（同項に規定する年度計画をいう。以下同じ。）を届け出るときは、届出書に、中期計画に定めた事項に関して当該事業年度において実施すべき事項を記載した年度計画を添付して、知事に提出しなければならない。

2 法人は、法第27条第1項後段の規定により年度計画の変更を届け出るときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(一部改正〔平成29年規則33号・30年19号〕)

(業務の実績の報告等)

第8条 法第28条第2項の報告書には、当該報告書が次の表の左欄に掲げる報告書のいずれかに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の右欄に掲げる事項を記載しなければならない。

事業年度における当該事業年度に係る業務の実績及び当該年度計画に定められた項目について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書		(1) 当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が法第25条第2項第2号に掲げる事項に係るものである場合には次のアからエまで、同項第3号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合には次のアからウまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 ア 中期計画及び年度計画の実施状況 イ 当該事業年度における業務運営の状況 ウ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値 エ 当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報 (2) 当該項目が法第25条第2項第2号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結
--	--	--

		<p>果。なお、当該評価を行った結果は、次のアからウまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>ア 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>イ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ウ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>
<p>中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書</p>	<p>中期計画に定めた項目</p>	<p>(1) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が法第25条第2項第2号に掲げる事項に係るものである場合には次のアからエまで、同項第3号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合には次のアからウまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>ア 中期目標及び中期計画の実施状況</p> <p>イ 当該期間における業務運営の状況</p> <p>ウ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値</p> <p>エ 当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報</p> <p>(2) 当該項目が法第25条第2項第2号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のアからウまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>ア 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>イ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p>

		ウ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況
中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書	中期計画に定めた項目	<p>(1) 中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が法第25条第2項第2号に掲げる事項に係るものである場合には次のアからエまで、同項第3号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合には次のアからウまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>ア 中期目標及び中期計画の実施状況</p> <p>イ 当該期間における業務運営の状況</p> <p>ウ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値</p> <p>エ 当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報</p> <p>(2) 当該項目が法第25条第2項第2号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のアからウまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>ア 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>イ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ウ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>

2 法第78条の2第2項の報告書には、中期計画に定めた項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。

3 法人は、前2項に規定する報告書を知事又は地方独立行政法人法施行条例（平成16年岩手県条例第50号）に規定する岩手県地方独立行政法人評価委員会に提出したときは、速や

かに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(追加〔平成30年規則19号〕、一部改正〔令和6年規則32号〕)

(資産等の特定)

第9条 地方独立行政法人法施行規則(平成16年総務省令第51号)第3条第3項の規定により公示された地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(平成16年総務省告示第221号)第1章第87に規定する資産及び同章第91に規定する除去費用等の特定は、知事が、告示により行うものとする。

2 前項の規定に基づく資産又は除去費用等の特定は、資産の特定にあつては当該資産の取得までの間に、除去費用等の特定にあつては資産除去債務の負債計上までの間に行うものとする。

(追加〔平成17年規則23号〕、一部改正〔平成24年規則19号・30年19号〕)

(財務諸表)

第10条 法第34条第1項の規則で定める書類は、行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書(公立大学法人にあつては、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書)とする。

(一部改正〔平成17年規則23号・令和5年39号〕)

(事業報告書)

第11条 法第34条第2項の規定により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 法人の目的及び業務内容
- (2) 県の政策における法人の位置付け及び役割
- (3) 中期目標の概要
- (4) 業務の運営に関する理念並びに業務運営上の方針及び戦略
- (5) 中期計画及び年度計画の概要(公立大学法人にあつては、中期計画の概要)
- (6) 持続的に適正なサービスを提供するための源泉
- (7) 業務運営上の課題及びリスク並びにその対応策
- (8) 業績を適正に評価するための前提となる情報
- (9) 業務の成果及び当該業務に要した資源
- (10) 予算及び決算の概要
- (11) 財務諸表(法第34条第1項に規定する財務諸表をいう。以下同じ。)の要約

(12) 財政状態、業務の運営状況及びキャッシュ・フローの状況に関する説明

(13) 第2条第5項第3号の体制の運用状況に関する情報

(14) 法人に関する基礎的な情報

(追加〔平成30年規則19号〕、一部改正〔令和5年規則39号・6年32号〕)

(財務諸表の閲覧期間)

第12条 法第34条第3項の規則で定める期間は、6年とする。

(一部改正〔平成17年規則23号・30年19号〕)

(会計監査報告の作成)

第13条 法第35条第1項の規定により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

(1) 法人の役員（監事を除く。）及び職員

(2) 前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 会計監査人は、財務諸表並びに事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

(1) 会計監査人の監査の方法及びその内容

(2) 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のアからウまでに掲げる意見の区分に応じ、当該アからウまでに定める事項

ア 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

イ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・

フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ウ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

(3) 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

(4) 追記情報

(5) 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書に関して必要な報告

(6) 会計監査報告を作成した日

4 前項第4号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

(1) 正当な理由による会計方針の変更

(2) 重要な偶発事象

(3) 重要な後発事象

(追加〔平成30年規則19号〕)

(積立金の処分に係る承認の手続)

第14条 法人は、法第40条第4項の規定に基づき積立金を法第25条第1項前段の規定により知事が定めた中期目標の期間の次の中期目標の期間における財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(1) 承認を受けようとする金額

(2) 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、当該中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表及び当該中期目標の期間の最後の事業年度の損益計算書を添付しなければならない。

(一部改正〔平成17年規則23号・30年19号〕)

(残余金の納付の手続等)

第15条 法人は、法第40条第5項に規定する残余の額(以下「残余金」という。)があるときは、残余金に係る計算書に、法第25条第1項前段の規定により知事が定めた中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該中期目標の期間の最後の事業年度の損益計算書及びその他の当該残余金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該中期目標の期間の最後の事業年度の次の事業年度の6月30日までに知事に提出しなけれ



ばならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 前項の残余金を納付する場合の納付期限は、別に定める。

(一部改正〔平成17年規則23号・30年19号〕)

(短期借入金の認可の申請)

第16条 法人は、法第41条第1項ただし書の規定に基づき短期借入金の認可を受けようとするとき、又は同条第2項ただし書の規定に基づき短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 借入れを必要とする理由
- (2) 借入金の額
- (3) 借入先
- (4) 借入金の利率
- (5) 借入金の償還の方法及び期限
- (6) 利息の支払の方法及び期限
- (7) その他知事が必要と認める事項

(一部改正〔平成17年規則23号・30年19号〕)

(土地等の貸付けの認可の申請)

第17条 法人は、法第42条の3又は第79条の5の規定により土地等の貸付けの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 貸し付ける土地等の所在地
- (2) 貸付けの方法及び期間
- (3) その他知事が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 土地等の貸付けに関する規程
- (2) 土地等の配置及び規模を示す図面
- (3) 貸付けに係る契約の契約書の案
- (4) その他知事が必要と認める書類

(追加〔令和3年規則6号〕)

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第18条 法人は、法第44条第1項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること(以下「処分等」という。)の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した

申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 処分等に係る財産の内容及び予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法により処分等を行う場合にあっては、その適正な見積価額)
- (2) 処分等の条件
- (3) 処分等の方法
- (4) 法人の業務運営上支障がない旨及びその理由

(一部改正〔平成17年規則23号・30年19号・令和3年6号〕)

(内部組織)

第19条 法第56条の2第1号の規則で定める内部組織は、現に存する理事長の直近下位の内部組織として知事が定めるもの(以下「現内部組織」という。)であって再就職者(離職後2年を経過した者を除く。以下同じ。)が離職前5年間に在職していたものとする。

- 2 直近7年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織として知事が定めるものであって再就職者が離職前5年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織(当該内部組織が現内部組織である場合にあっては、他の現内部組織)が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前5年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

(追加〔平成30年規則19号〕、一部改正〔令和3年規則6号〕)

(管理又は監督の地位)

第20条 法第56条の2第2号の規則で定める管理又は監督の地位は、職員等の退職管理に関する規則(平成28年岩手県人事委員会規則第11号)第22条に規定する職員が就いている職に相当するものとして知事が定めるものとする。

(追加〔平成30年規則19号〕、一部改正〔令和3年規則6号〕)

(出資の認可の申請)

第21条 法第67条の8に規定する試験研究地方独立行政法人又は公立大学法人は、同条又は第77条の3の規定により出資の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 出資先の名称、住所又は居所及び代表者名(出資先が投資事業有限責任組合(投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。)である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合の名称及び事務所の所在地並びに無限責任組合員の氏名又は名称及び住所)
- (2) 出資に係る財産の内容及び評価額

- (3) 出資を行う時期
- (4) 出資を必要とする理由
- (5) その他知事が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 出資先の定款その他の基本約款(出資先が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合の組合契約書)又はこれに準ずるもの
- (2) 出資先の貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類
- (3) その他知事が必要と認める書類  
(追加〔平成29年規則33号〕、一部改正〔平成30年規則19号・令和3年6号〕)  
(長期借入金の認可の申請)

第22条 公立大学法人は、法第79条の3第1項又は第2項の規定に基づき長期借入金の借入れの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 借入れを必要とする理由
- (2) 長期借入金の額
- (3) 借入先
- (4) 長期借入金の利率
- (5) 長期借入金の償還の方法及び期限
- (6) 利息の支払の方法及び期限
- (7) その他知事が必要と認める事項

2 前項の申請書には、長期借入金の借入れにより調達する資金の用途を記載した書面を添付しなければならない。

(追加〔平成29年規則33号〕、一部改正〔平成30年規則19号・令和3年6号〕)  
(債券の発行の認可の申請)

第23条 公立大学法人は、法第79条の3第1項又は第2項の規定に基づき債券(同条第1項に規定する債券をいう。以下同じ。)の発行の認可を受けようとするときは、債券の募集の日の20日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 発行を必要とする理由
- (2) 地方独立行政法人法施行令(平成15年政令第486号)第28条第3項第1号から第8号までに掲げる事項
- (3) 債券の募集の方法

- (4) 発行に要する費用の概算額
- (5) 第2号に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 作成しようとする債券の申込証
- (2) 債券の発行により調達する資金の用途を記載した書面
- (3) 債券の引受けの見込みを記載した書面

(追加〔平成29年規則33号〕、一部改正〔平成30年規則19号・令和3年6号・5年39号〕)

(償還計画の認可の申請)

第24条 公立大学法人は、法第79条の4の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、事業年度の開始後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。

- (1) 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先
- (2) 債券の総額及び当該事業年度における発行見込額並びに発行の方法
- (3) 長期借入金及び債券の償還の方法及び期限
- (4) その他知事が必要と認める事項

(追加〔平成29年規則33号〕、一部改正〔平成30年規則19号・令和3年6号・6年32号〕)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日規則第33号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規則第19号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 5 日規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日規則第 39 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の地方独立行政法人法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第 10 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に係る地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 34 条第 1 項に規定する財務諸表について適用する。
- 3 改正後の規則第 11 条第 2 項の規定は、この規則の施行の日以後に開始する事業年度に係る地方独立行政法人法第 34 条第 2 項に規定する事業報告書について適用する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日規則第 32 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。